

東日本大震災の「瓦礫の全国広域処理」に対して、
それによる公害の現実を憂慮し、これに反対する声明。

2012年6月27日 日本バプテスト連盟公害問題特別委員会

政府環境省はいわゆる「瓦礫特措法」によって今、宮城県、岩手県の震災瓦礫の全国広域処理を押し進めている。これは宮城県岩手県の震災からの復旧、復興に、立ちほだかっているのが瓦礫であるとして。そして「絆」とか「助け合おう」の下で、広域処理を受け入れないのは「自己中」とか「身勝手」となる。被災地の人々を思って反対の声を出しづらい空気がこの国全体を覆っている。しかし私達は見抜かねばならない。あらゆる報告、事実から、再開発・復興予定地、市街地には瓦礫はほとんど置かれていないことである。今、大手ゼネコンが群がる瓦礫処理がなお押し進められている。被災地が復興に向けて切望しているのは瓦礫処理を全国に求めていることではない。まず雇用の創出、もう生活資金が底をついてきている。被災した土地、家の再建。仮設住宅生活のストレスの対策である。震災当初、政府環境省が衛星画像で大ざっぱにはじきだした瓦礫の量は実際は大幅に少なくなっていた。宮城県知事が言うようにもはや広域処理は要らないという事実である。

私たちは以下の事実・理由により、瓦礫の広域処理に反対する。そして各々の地で、強権的に瓦礫が生活の場に搬入されようとするならば、非暴力平和主義の不服従を含め声を挙げていく。

1、瓦礫のなかには低レベル放射能汚染や有害物質が付着しているものがある。これらについて、私たちは、被災地での処理が、放射能濃度を増した有害物質を生む焼却と埋め立ての処理から、現地での安全な保管管理への転換を願う。低レベルであっても放射能汚染されているものは移動しないで管理するという原理原則を大切にしていきたい。そして本来原発事故を起こした東京電力の責任と一体の扱いであって、汚染されていない全国各地に絶対移動してはならないものである。全国へ拡散する広域処理とは、国家（公）権力の強権による、人の健康的な生活と命を犯す「公害」のなにもものでない。

2、この瓦礫の広域処理の実際は、日本独特のごみの焼却主義である焼却とその灰の埋め立て処理の問題である。焼却炉の煙突から出る重金属のセシウムは気化して、政府環境省の言うバグフィルターで99%と取り除くなど該当しない。また焼却によって放射能は濃縮し、焼やすことで瓦礫の汚染から多大な発がん性有毒物質の大量の発生である。処理施設付近はもとより、埋め立てにより地中から海へと汚染は広がり、生きもの、自然の循環をとおして繰り返し濃縮されて蓄積されていく。この「公害」が全国に拡大していく。

3、政府環境省はこの瓦礫を「一般廃棄物」にすることによって、各自治体の焼却炉で扱わせ、この扱いは政令指定都市、市町村・基礎自治体の扱い事務であるのだが、広域処理への対応次第では罰則規定すらある。この特措法の成立や安全基準などの決定までに、国民や自治体の参加皆無の密室でなされてきた。政・官・財（大手ゼネコン）に加えて御用学者とマスメディア一体の瓦礫の広域処理の推進は、「公害」を現実化し推進することである。これは民主主義と地方自治とを破壊し「いのち」を犯していくことと表裏一体である。被災者の悲しみ痛みの徴・震災瓦礫を、公権力によって「公害」とならせてはならない。